

「令和6年度外国人介護人材マッチング支援業務」企画提案公募に係る質問と回答

令和6年5月17日

■ 公募参加資格

質問	回答
公募参加資格（8）職業安定法第4条第10項に定める職業紹介事業者であることとあるが、海外に住む外国人材を紹介する場合、取扱職種の範囲等に、当該国の追加変更が必要と思われます。弊組合は、既に労働局に当該国の追加審査書類を提出し受理されていますが、変更後の有料職業紹介事業許可書はまだ届いておりません。問題はないでしょうか？	問題ありません、ご応募いただけます。
京都市に事業所がある登録支援機関で取引先の介護施設が大阪府内に複数あります。この場合は、応募させて頂くことは可能でしょうか。	企画提案公募要領（3公募参加資格（7））に記載のとおり、登録支援機関として支援業務を行う事業所を大阪府の区域に有していることが公募参加資格となります。大阪府外に事業所がある登録支援機関の場合は応募の対象外となります。
共同企業体で応募する場合、代表構成員を株式会社とし構成員を事業協同組合とすることは可能でしょうか。	「登録支援機関として支援業務を行う事業所を府の区域内に有し、公益法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人又は登録支援機関としての業務を公益目的事業として実施している一般社団・財団法人、協同組合のいずれかに該当する者。」に該当する構成員を代表構成員とすることとしているため、不可になります。
府内にある登録支援機関でも職業紹介事業の実績も持っていない法人であるが、共同企業体で他の構成員が全ての項目を満たす場合に構成員として参加しても良いか。	共同企業体の構成員として参加する際には、企画提案公募要領（3公募参加資格（7～9））の参加資格のいずれかは有している構成員として参加してください。

■ 応募の手続き

質問	回答
<p>応募申込書及び企画提案書の応募者企業名等は、共同企業体の場合、代表構成員が所属する法人の称号又は名称のみでよいのでしょうか？ また、提出書類（法人登記簿謄本、身分証明書、納税証明書、財務諸表等）も代表構成員のみで、全員分は必要ないのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募申込者及び企画提案書の応募者名は、 「〇〇共同企業体 代表構成員 公益社団法人●●」としてください。 ・ 共同企業体で参加の場合は、企画提案公募要領（4 応募の手続き（2）応募書類）のうちキ～コの書類は全構成員の提出が必要になります。 サ～スについては、全構成員の実績がある場合にはご提出ください。
<p>「過去3年間に外国人介護人材マッチング支援業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。」とありますが、弊社には官公庁での「外国人介護人材マッチング支援業務」での実績が無く、官公庁以外での「外国人介護人材マッチング支援業務」の実績がありますが、当該実績を記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>過去3年間に外国人材マッチング支援業務を誠実に履行したことがあれば、官公庁以外の実績でも構いません。</p>
<p>単独法人与共同企業体の構成員との2者で応募書類を提出してもいいですか。</p>	<p>企画提案公募要領（4 応募の手続き（5）その他）に記載のとおり、応募は1者1提案までと制限しております。単独法人、共同企業体構成員、それぞれでの法人格で参加したとしても2提案行うことと実質同じことになるため不可となります。</p>

■仕様書、提案内容など

質問	回答
インターンシップ生の受入れ期間（例：6ヶ月、12ヶ月）は決まっていますか？	インターンシップ生の受入れ期間は、12ヶ月を予定しています。
インターンシップ生のマッチング目途が2024年9月になりますが、マッチング成立後の手続きは含まないイメージでよろしいでしょうか？含む場合、インターンシップ生手続きの料金も見積書に計上する必要がありますか？	マッチング成立後、必要となる諸手続きについて相談・助言を行っていただくことを想定しており、出入国在留管理局に提出する入国手続きそのものを担っていただくことは想定しておりません。なお、マッチング成立後の手続きにおいて受入施設側が負担する（負担する可能性がある）費用について、概算額を示してください。
マッチングの成立にあたり相互合意を得られるようにすることとあるが、どのような方法をもって相互同意と判断するのかご教示願います。	マッチングの成立にあたり、相互合意の判断手法は問いませんが、内定後に問題が発生することがないように相互意見の一致を図ってください。
「マッチング成立後の定着に向けての支援」の内容に登録支援機関以外の業務として「心構え等に関する研修」と「入国前の研修」との内容が記載していますが、こちらは登録支援機関とは別に行う必要があるとのことよろしいでしょうか？実施期間は長時間でしょうか？（登録支援機関業務の中に生活オリエンテーションという業務があり、それは8時間の実施が必要です）	「マッチング成立後の定着に向けての支援」については、登録支援機関とは別で行ってください。実施期間や内容については問いません。
マッチング成立後、受入機関に求められている義務的支援以外として下記を実施することとあるが、受入機関が受託者以外の登録支援機関と契約を締結している場合であっても実施は必要となりますか？	本事業でマッチング成立した受入施設等に対して実施してください。受入施設等が既に登録支援機関と契約を締結をしているため、参加を希望しないといった場合はその状況に応じて対応してください。
本府の外国人人材に関する他の部局との連携について、具体的などの部分の連携を指しているのでしょうか？	他の部局との連携とは「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」に関連している部局が所管している事業等との連携を指しており、連携を求められる機会が生じた場合は、積極的に取り組んでください。

<p>イニシャルの部分は事業費から一部補填する施策でもよろしいでしょうか？</p>	<p>本事業の実施にあたり必要とするイニシャルな部分について、事業を実施するのに必要なSNSなどのシステム構築等の費用であれば、事業費から一部補填いただいても構いません。外国人材の受入にかかる介護施設等が負担する費用の助成を補填するといった施策は認められません。</p>
<p>1号特定技能外国人マッチングの対象者を詳しく説明いただけますか？</p> <p>①介護職の技能実習生からは対象ですか？</p> <p>②別の業種の技能実習生は対象ですか？</p> <p>③1号特定技能介護職から転籍は対象ですか？</p> <p>④1号特定技能別の業種から特定技能介護職に転職は対象ですか？</p>	<p>1号特定技能外国人については、現地在住外国人を対象としてください。</p> <p>技能実習「介護」からの移行や特定技能「介護」で就労する者が別の介護施設等に転職を行うための取組みは対象外とします。</p>